

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 大城勇太議員、7番 大城 勝議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第2．議長諸般の報告を行います。本日、議会運営委員会が開催され委員長の互選が行われました。その結果、委員長に知念富信議員が選任された旨の報告がありました。次に、町長からの追加議案として3件、議案第72号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第5号）、議案第73号 避難所等備蓄品・衛生用品購入事業の売買契約について、議案第74号 令和2年度南風原町小中学校児童生徒用端末等購入事業の売買契約についてが提出されており、昨日配付してあります。次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。次に、決議第4号 議員派遣の件についても、それぞれ後刻、別紙議事日程のとおり議題とします。以上をもって諸般の報告とします。

○議長 玉城 勇君 これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第60号 南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第3．議案第60号 南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん おはようございます。総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第60号 南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行

った後、当委員会に付託され、9月16日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、23日にまとめ、24日に採決を行いました。この条例は、庁舎入り口に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び住民基本台帳の改正に伴い、所要の改正をするためとの説明を受けました。委員会では、自動交付機の利用廃止に伴うサービス低下の懸念に対し、本町が県内で初めて開始したコンビニ交付は現在店舗数も増え、利用も定着しており、自動交付機については新たに設置するのではなく、その役割は果たしたとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは少し教えていただきたいと思います。今、この議案の中で自動交付機の廃止について、コンビニが増えて定着してきたから役割を終えたというご報告がありました。去る、最初の本会議でも資料を委員会に提出するということで総務委員会から後日資料もいただいた、この中で見ると、この自動交付機による交付が平成31年度で見ますと全部で5万8,000件のうちに約8,300件、窓口交付が4万5,000件、コンビニが約5,000件ということで、この数字はほぼ同じような比率で推移をしているということが読み取れます。この交付数の推移を見ると、コンビニ交付が定着しているとは言えますけれども、広がっているというか、そういうふうには見えない状況があつて、さらに窓口交付も4万5,000件ぐらいで推移しています。この自動交付機の役割を終えたということをおっしゃっていましたが、たしかこの交付機を導入するときには利便性の向上もそうだけれども、窓口業務の軽減というのが当初の目的にあつたというふうに思います。数字だけ見ると、これを廃止することによって約8,000件余りの業務が、また窓口に戻ってくると。窓口業務でいくと、約6分の1から5分の1ぐらいの業務が窓口業務として増えることが予測されるわけですが、このあたり、業務負担の軽減という部分で、そういう視点ではどうなのか、執行部とどのような議論をされたのか。私の見解としては、やはり自動交付機が高いのであれば同じような多機能機械を置いてはどうかとか、そういったことも窓口業務の軽減に関しては議論されるべきではないかと思うわけですが、総務委員会での議論の内容を少し教えていただければと思います。

○議長 玉城 勇君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 委員会での質疑の内容を報告します。まず、委員会のほうでもやはり自動交付機がなくなると窓口業務に支障を来すのではないかとという質疑がありまして、そのお答えに対して、マイナンバーカードの普及も結構皆さんからの申請もたくさん増えているということと。ゆくゆくはコンビニ交付に移行していくことによって窓口の負担軽減にもつながっていくということでございました。一番大きな理由は、コンビニも窓口が増えたということでそこに移行していくのではないかとという内容でございました。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 分かりました。議論の流れは分かりました。この件数、当然、住民の皆さんがどこで受け取るかは選択するものだと思いますけれども、やはり自動交付機でこれまで8,000件以上の交付がされていたという視点でいえば、住民サービスの低下という視点も私は考えられます。でも一方では、この定着して、件数が増えていないコンビニ交付へ切り替える、促すチャンスとも受け取れるわけです。ですからこれを機会に交付機で受け取っていた皆さん、是非コンビニ人でも取れますよという普及拡大につなげるべきだというふうに思いますが、そのような議論があったのか。もしなければそのようにやってほしいと思いますが、休憩を挟んで執行部から見解を伺えれば幸いです。よろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 委員会のほうではそういったコンビニ対しての、交付機を推進するということの話合いは行われておりませんので、休憩を挟んでよろしければ執行部のほうからお願いしてもよろしいでしょうか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時08分）

再開（午前10時08分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第60号南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第４．議案第61号 南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第４．議案第61号 南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第61号 南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、９月９日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、９月16日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、23日にまとめ、24日に採決を行いました。この条例は、庁舎入り口に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び自動交付機を多機能端末機に、町が設置するを民間事業者に改正を行うものと説明を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第61号 南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第５．議案第62号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第５．議案第62号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第62号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、９月９日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、９月16日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、23日にまとめ、24日に採決を行いました。この条例は、庁舎入り口に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び住民基本台帳法等の改正に伴い所要の改正をするためと説明を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第62号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第６．議案第63号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第6．議案第63号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第63号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月16日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、23日にまとめ、24日に採決を行いました。この条例は、庁舎入り口に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び通知カードの廃止に伴う通知カードの再交付1件につき500円を削除する改正をするためと説明を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第63号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7．議案第64号 南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例

○議長 玉城 勇君 日程第7．議案第64号 南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。

浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第64号 南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例 審査の経過 本案は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月16日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、23日にまとめ、24日に採決を行いました。この条例は、南風原町国土強靱化地域計画を策定するに当たり、新たに南風原町国土強靱化地域計画策定委員会を設置するためと説明がありました。策定委員会での役割と計画のスケジュールについて確認があり、本町における土砂災害や河川氾濫等に対する脆弱性評価を実施し、その対策計画素案を策定委員会に審議してもらうということ。また、年度内の計画策定を目指して取り組むと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、举手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第64号 南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8．議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第8．議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総

務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月16日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、23日にまとめ、24日に採決を行いました。この条例は、南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例の制定に伴い、同委員の報酬等を定めるものと説明を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9．議案第67号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第4号）

○議長 玉城 勇君 日程第9．議案第67号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。まず本案に関し、浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第67号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第4号） 審査の経過 本案は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、16日に総務部総務課、企画財政課、税

務課、住民環境課、17日に民生部こども課、保健福祉課、国保年金課、23日に教育部生涯学習文化課、教育総務課、学校教育課、経済建設部まちづくり振興課、区画下水道課の審査を行い、23日にまとめ、24日に採決を行いました。その審査の中で、主な内容について2点報告いたします。1点目、予算書28ページ、古紙処理手数料310万8,000円について、古紙については中国に輸出されており、中国の環境規制の影響により昨年度まで発生しなかった古紙処理手数料が今年の4月から有料になっていること。また、資源ごみ集団回収団体への報償金交付は現在も継続して実施していると説明がありました。2点目、予算書33ページ、まちづくり技術支援業務委託料について、照屋地区区画整理は組合施行で進められており、照屋地区土地区画整理組合発起人会が組合設立や区画整理事業計画策定等に当たり、土地区画整理士による技術的な支援を行う業務であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第67号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 議案第68号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長 玉城 勇君 日程第10. 議案第68号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第68号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 審査の経過 本案は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、17日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、23日にまとめ、24日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第68号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 議案第69号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長 玉城 勇君 日程第11. 議案第69号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第69号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 審査の経過 本案は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月17日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、23日にまとめ、24日に採決を行いました。討論に入

り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第69号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12. 議案第70号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長 玉城 勇君 日程第12. 議案第70号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第70号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号) 審査の経過 本案は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。9月16日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑応答を行い、まとめと採決を行いました。収益的支出の総係費の下水道事業経営戦略の策定業務委託料について、策定を行う理由は公営企業を取り巻く経営環境が急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められている中、各公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に

継続が可能となるよう、平成32年度までに経営戦略を策定するように総務省から要請があったとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第70号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 議案第71号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 玉城 勇君 日程第13. 議案第71号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。議案第71号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 審査の経過 本案は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。9月23日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑応答を行い、まとめと採決を行いました。今回の補正は、前年度純繰越金が確定したことにより一般会計へ29万9,000円を繰り出すことによるものと、雑入で用地等借地料の追加が主なものであるとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第71号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14. 認定第1号 令和元年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第14. 認定第1号 令和元年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第1号 令和元年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月14日、15日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行いました。また、18日の連合審査会において経済教育常任委員会より審査報告を受け、23日にまとめ、24日に採決を行いました。結果として別紙意見を1点付してあります。

意見を読み上げた後に、審査の経過を報告いたします。認定第1号 別紙意見 津嘉山中央線街路事業について、経済建設部都市整備課。歳出、決算書54ページ、決算調書10ページ、主要施策の成果に関する報告書126ページ、8款4項3目、都市計画決定後の工作物設置については、可能な限り指導し、新たな補償が発生しないように努めること。次に報告事項を5点申し上げます。1点目、総務部総務課。歳出、決算書28ページ、主要施策

の成果に関する報告書14ページ、2款1項2目、広報広聴事業について。兼城交差点にある南風原町LED電光掲示板の修繕について、平成28年度から修繕が続いていることから、今後の稼働については費用対効果や他の情報発信を含めて調査、研究していると説明がありました。委員からは兼城交差点は町の主要な場所であることから町をPRできるようなものを含め、調査、研究してほしいと要望がありました。2点目、民生部こども課。歳出、決算書40ページ、決算調書資料6ページ、主要施策の成果に関する報告書72ページ、3款2項1目、子供の貧困緊急対策事業について。元気ROOMについて18世帯31名、延べ27世帯57名の利用となっていると説明がありました。委員より、令和元年から実施している若年妊産婦等支援の利用状況について確認があり、27名からの相談を受け、令和2年度に継続している相談が16名であると説明がありました。3点目、民生部国保年金課。歳出、決算書45ページ、決算調書資料8ページ、主要施策の成果に関する報告書52ページ、4款1項6目、長寿県復活食の応援事業について。学童期における生活習慣病予防検診について、本会議で質疑のあった受信後治療につながった事例について確認があり、委員会で提出のあった資料中、HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）5.6以上は、将来糖尿病発生の可能性が高く、6.5%以上は糖尿病型の数値であり、令和元年度にも6.5以上の受診者が1人おり、早めに病院に紹介し、食生活も改善され正常値に戻ったと説明がありました。委員からは、学校養護教諭との連携などの成果もあり、年々受診率は向上しているが、さらなる受診率の向上に努めてほしいとの要望がありました。4点目、教育部学校教育課。歳出、決算書60ページ、10款4項1目、預かり保育事業について。幼稚園の土曜日の預かり保育事業について利用人数が少ないため合同保育を行った経緯があり、今後、教育委員会で預かり保育について十分検討し、地域格差がないようにしてほしいと要望がありました。5点目、経済建設部都市整備課。歳出、決算書51から52ページ、決算調書資料11から12ページ、主要施策の成果に関する報告書124ページ、8款2項2目、町道10号線道路改良事業について。町道10号線道路改良事業は、長期にわたる事業だが、道路に亀裂がある危険箇所については早期に対応してほしいと要望がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で、別紙意見を付して認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第1号 令和元年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員

長の報告は意見を付して認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15. 認定第2号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第15. 認定第2号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第2号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月15日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、23日にまとめ、24日に採決を行いました。審査において、国民健康保険の県単位化による決算上どう変化したかについて説明があり、歳出2款の保険給付費は歳入5款の県支出金で全額県から交付されていること。また歳入1款の国民健康保険税を含めて、歳出3款の事業費納付金で県に支払うがまだ前期高齢者財政調整制度に起因する赤字等が影響しており、引き続き国と運営、責任主体である県にも財政支援を求めていると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第2号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第2号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案

に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16. 認定第3号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第16. 認定第3号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第3号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月15日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、23日にまとめ、24日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第3号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17. 認定第4号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第17. 認定第4号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 認定第4号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月16日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑応答を行い、まとめと採決を行いました。本会議において、公共下水道水洗化率の前年度との比較について質疑がありました。令和2年3月末現在、利用可能人口は2万7,944人、前年度が2万7,395人、549人の増となっており、そのうち接続人口は令和元年度が2万3,779人、前年度が2万2,864人で905人の増となっております。水洗化率は、令和元年度85.1%、前年度が83.5%で1.6%の増加との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第4号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第18. 認定第5号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第18. 認定第5号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 認定第5号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。9月23日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑を行い、まとめと採決を行いました。委員から、那覇地方裁判所、平成28年（ワ）第804号建設工事請負代金請求事件の裁判費用の金額について質疑があり、調停の着手金が30万円、裁判の着手金が86万4,000円、報酬金が131万円になると報告がありました。また、保留地処分金の皆減について確認を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第5号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第19. 認定第6号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第19. 認定第6号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 認定第6号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。9月16日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑を行い、まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第6号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時13分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第20. 議案第72号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第5号）

○議長 玉城 勇君 日程第20. 議案第72号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第72号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第5号）
令和2年度南風原町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,077万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億2,947万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第72号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第5号）について概要を説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ1,077万9,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は197億2,947万9,000円となります。内容について、7ページ以降の事項別明細で説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表地方債補正について説明します。土木債の道路環境美化整備事業債は、補正前限度額に180万円を増額し、変更後の限度額は6,110万円となります。これは観光振興を図るため一括交付金を活用し、フクギ並木通りを整備することによるもので、補正後の地方債限度額の合計は4億6,630万円になります。

では、歳入について説明いたします。7ページをお願いいたします。14款2項1目. 民生費国庫補助金146万2,000円の増は、子ども元気ROOMの体制強化及び支援充実を図るための子供の貧困緊急対策事業補助金が追加で交付決定されたことによるもので、補助率10分の10です。

8ページ、15款2項1目. 総務費県補助金745万3,000円の増は、フクギ並木通りの整備が追加で交付決定されたことによる沖縄振興特別推進交付金です。

9ページをお願いいたします。18款1項1目. 財政調整基金繰入金6万4,000円の増は、今回の補正予算の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもの

で、繰入後の基金残高は8億242万4,000円となります。

10ページをお願いいたします。21款1項5目、土木債180万円の増は、4ページ地方債補正で説明したとおりです。

引き続き、歳出について説明いたします。11ページ、3款2項1目、児童福祉総務費146万2,000円の増は、歳入7ページで説明した子供の貧困緊急対策事業委託料の計上です。

12ページ、8款2項4目、環境美化整備費931万7,000円の増は、4ページ及び8ページで説明したフクギ並木通りの整備における実施設計委託料の計上です。以上が議案第72号

令和2年度南風原町一般会計補正予算（第5号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑させていただきます。まず、歳出で聞きますね、両方一緒です。11ページの子供の貧困緊急対策事業ですけれども、歳入で体制強化支援充実というふうにありますけれども、もう少し具体的な内容、追加交付になった内容ですね、人が増えるとか規模が増えるとかいろいろあると思いますので、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

そして次の12ページ、フクギ並木ですけれども、実施設計ということですが、これは予算の段階でもいろいろ広報とか方向性を少し議会からもいろいろ意見がありましたけれども、具体的にはどのような工事になるのか、これまで説明したとおりなのか、それともいろいろ変更になって追加になった部分があるのかどうか。その点、以上2点お願いします。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えします。今回歳出のほうに提案しております内閣府の10割補助であります子供の貧困緊急対策事業補助金でございますが、増額理由の内容は子供の拠点、居場所運営におけるスタッフ1名の増員、また若年妊産婦支援におけるスタッフ1名の増員及び食事提供費用、あと事務費、携帯通信費などが変更の理由となっております。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 お答えします。今回の実施設計の部分は、これまで工事していた部分とは違うところがございます。フクギ並木に係るところではございますけれども、令和2年4月1日に景観条例も施行されております。景観計画では、文化財等の周辺の修景をするというのもうたわれているところがございます。本業務はこの文化財、フクギ並木へのアクセス道の整備と修景を行って観光に資するものとするところがございます。それと宮平保育園の東側、今歩行者のみが通っている町道41号線がございますけれども、擁壁の膨らみがあつて、今一部通行を規制しております。そういうこともあつて

今回の事業は二次的な効果として安全性を確保するということも狙っての事業でございます。ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 子供元気ROOMの件は了解しました。

12ページの今言ったフクギ並木通りですけれども、今回は実施設計ということなので、このフクギ並木のその場所じゃなくて、それ以外の部分というような説明だったと思いますが、延長とか大きな概略というんですか、どこからどこまでとか、この保育園の街路というんですか、園の外壁周辺とか、規模とかそういったものも教えてもらえますか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 今回の件では、町道4号線と町道41号線になりますけれども、4号線のほうはフクギ並木のすぐ前のほうで車が通っている道路になります。こちらはフクギ並木のほうから学校線、そこまでの区間、これはちょっと修景をするというようなところでございます。41号線はこのフクギ並木の文化財指定しているところから外れますけれども、宮平保育所の外壁沿いになります。そこについてちょっと遅れが生じているというところがございます、今回は修景をすると同時に二次的に修景をしながら安全確保もしていくという対策をする予定でございますので、ですから今、東側のフクギ並木のところを工事発注されておりますけれども、これも連続して学校線のほうへの東側外壁という形になります。外壁沿いですね、沿いの町道の整備になります。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 大体イメージはできました。今回設計をして、この工事事業としては次年度やるのか、その工事の実際の工事も一括交付金でできるという考え方なんでしょうか。あとこれは今回出てきたものも特別振興交付金の一括交付金ですけれども、実施計画に乗っているのか乗っていないのか、その辺も教えていただけますか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 今回の工事は、実施設計を今年やって来年度行うということでございます。実施設計には載ってございませんでしたけれども、やはり危険があるというところを除去したいというところがございます、緊急にやらないといけないというふうなことで実施するという事になってございます。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時25分）

再開（午前11時25分）

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 一括交付金では散策道、観光道の整備ですので、当然対象になるというふうに考えています。今回、これは観光道の整備をして、二次的な効果として安全を確保するということですので、安全対策のための工事ということではございません。あくまでもアクセス道の整備ということでございます。はい、対象になります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今の気になったものですから、フクギ並木通りの件ですけれども、先ほどの説明では4号線と41号線というふうに聞いたんですが、41号線というと宮平保育園のほうからうどん屋さんのほうに抜ける道ですよ、たしか。マンションの前、うちなー湯があったところね。フクギ並木通りというと4号線の宮平保育園の、前の中村教育長の前の通りというふうに私はイメージするんですけれども、今度の計画ではその部分もフクギ並木通りという形で整備するというふうな理解でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 整備するのはあくまでも保育園沿いのところです。学校線からフクギ並木までのアクセス道の整備でございます。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時28分）

再開（午前11時30分）

○議長 玉城 勇君 再開します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ということは、41号線が今ガードレールで封鎖しているところまで新たに延びているわけですね。だからその部分をやると。うちなー湯のところに向こうが整備するわけではないんですね。今度のその設計というのは、だからこれまでのフクギ並木通りの4号線と41号線の一部というふうなんですけれども、それでこれまで議会からいろいろ要望出していたフクギの擁壁の話があったんですけれども、外観の問題とかいろいろやっていたんですけれども、今回はあれとは別だと、この道路の整備だということのようなんですけれども、今、進入できないようにされている車止めがあるんですけれども、その辺とかここは通れるようにするとか、そういう皆さん方の考えはどういうふうなものです

か。あの通りは確かに歩道としてやっているんですけれども、歩道というか歩道専用ですか、なっているんだけれども、何かいろいろ駐車場とかの使い道もあるのかなと思ったりも私するものですから、皆さん方、先ほど40メートルという話があったんですけれども、そこをどういうふうな利用をしようとしているのか。これまでどおり歩行専用とするのか、花壇とかいろいろやったり、じゃなければ駐車場みたいな感じにするのか。その辺は皆さん方どういうふうな考えであの通りを整備しようというふうに考えているのか。それとも一つは、今のフクギ並木通りの景観をよくする観光云々あるんですけれども、あの通りを皆さん方はどのように行おうとしているんですか。要するに仲村氏のお宅の前の通りの、幅員とかいろいろあるわけですから、擁壁の工事もあるわけですし、その辺との兼ね合いもあるんでしょうけれども、今回は設計ですので道路の。皆さん方はどういうふうな位置づけで、今、観光資源云々あるんですけれども、例えば幅員とか、そこに歩道をつけるとかいろいろそういうふうな考えはあるんでしょうか、その辺はどうですか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 今、歩行者だけが通る道でございますけれども、こちらのほうも歩行者専用の道路として今しっかり機能してございます。一時期、この危険回避のために全面通行止めにしたしたら、やっぱり使っている方もいらっしやいまして、お叱りを受けて一部擁壁沿いを規制しましたけれども直しております。これは道路として十分機能してございますので、道路は車だけではなくて歩行者だけが通るのもしっかりした道路でございますので、そういう形で今しっかり機能もしてございますので、その機能はそのまま生かしていくということでございます。その中でフクギ並木の誘導への道路として整備していくところでございます。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時35分）

再開（午前11時35分）

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 道路の使い方は今までどおりですので、今の幅員を変えろとか、使い方を変えろとかということではございません。実施設計はまだですのではっきりはしませんけれども、構想としては擁壁側に花壇のようなものをつくってフクギ並木の復元をしていくという形を考えてございます。それで危険の回避もできるというふうな形で行おうかということで、今は構想をしてございます。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 擁壁のほうに花壇つくったり云々あるんですけれども、観光資源と

して活用するのであれば、このフクギ並木を整備して、擁壁も整備するわけですから、この通りをもう少し広くしてできないものかなと。歩道をもう少し大きくして、町回りとかそういうときでも立って説明を受けられるとか、保育園の中で説明受けるというわけにはいかないでしょうから、この道路でできるとか、こういった観光資源としての活用の方法、私はそのほうがいいんじゃないのかなと思ったんですけども、道路はそのままということで。向こうは交通量が非常に多いところではあるんですよね。そういう意味からはできるなら歩道が造れないかと思うんですけども、その辺は全く皆さん方は交通量の問題からいってもそういうのは必要ないというお考えなのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 道路の拡幅となりますと、やっぱりもっと総合的な計画が必要かと思います。今回は確かに4号線のほうは車の交通もございますので安全対策というのも重要かと思います。それも考慮して路面の整備をしていくというふうに考えております。先ほどのフクギ並木の説明とか、これは今、歩行者しか通っていないところとか、この辺でできるような、そういうものも考慮しながら設計をしていきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 歳入で言うと7ページ、子供元気ROOM、先ほど仁士議員からも質疑があって、スタッフを2人増員というのが主で、あと幾つかあるようですけれども、今日の総務民生委員長の認定での報告にもありましたように、子供元気ROOMについては子供の貧困対策として非常に有効な仕事をしていただいているということでした、特に若年妊産婦の支援などについても、数字から言っても私の印象としてこんなにいっぱいいらっしゃるのかなというふうな感想を持ちましたが、そういった皆さんの相談に乗って支援をするというふうなことで、今回若年妊産婦のところにお一人、もう一方の元気ROOMの子供たちのところにもまた1名ということで。分かりました。これはさらに支援を必要とする方々がいるということが前提になっていて、そこの支援を強化しようという意図が読み取れるわけですが、そういうことだろうと思うんですが、その確認ですね。要するに1名増員すればもっと支援対象者も受けることができるんじゃないかと私は思ったりするんですが、その辺の必要性というか状況についてもうちょっとその様子をご報告いただけますか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。ご質疑にあったように拠点型の子供の支援の部分について1名、若年妊産婦について1名のスタッフ増員ということでありますが、まず子供の拠点型のほうにおいてはやはり不登校とか引きこもり、また発達についての課題などを欠ける児童がおりまして、個別対応が必要なことが、案件が増えてきているとい

うことから、そういった体制強化の意味合いを持つものでございます。また若年妊産婦については、これまで週1回の開所という形で行ってきておりましたが、やはり若年妊産婦においては初期の本人との接触ですね、そういった導入部分での個別対応が必要であることから週2回の開所に向けて動いているところであります。その他電話連絡とか個別相談とかもあるものですから、そういったことで若年妊産婦の部分においても1名のスタッフ増員ということになっております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 導入段階といいますか、入り口のところで信頼関係というんですか、そういったものをしっかり築ければより手の届く支援になるだろうと私も思うんですが、そういう意味で週1回の相談日というのか、相談受付の回数を拡大して、あるいはまた電話したりして、アウトリーチというんでしょうか、そういったこともやっていただけると大変ありがたいなと思います。是非目的に沿って支援強化できるようにお願いしたいと思えます。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第72号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第72号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第72号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第5号)を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21. 議案第73号 避難所等備蓄品・衛生用品購入事業の売買契約について

○議長 玉城 勇君 日程第21. 議案第73号 避難所等備蓄品・衛生用品購入事業の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第73号 避難所等備蓄品・衛生用品購入事業の売買契約について 避難所等備蓄品・衛生用品購入事業の売買契約について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 避難所等備蓄品・衛生用品購入事業、2. 契約の方法 指名競争入札による契約、3. 契約金額 1,899万4,967円、4. 契約の相手方 住所 沖縄県那覇市宇栄原3-16-53、商号 鈴ケン工業沖縄営業所、氏名 代表者 向島宏典。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 訂正がございますので認めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 失礼しました。4. 契約の相手方の商号の訂正をさせてください。「鈴繁工業沖縄営業所」であります。失礼しました。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第73号 避難所等備蓄品・衛生用品購入事業の売買契約について概要を説明いたします。まず2ページの入札結果報告書についてです。9月25日に入札を行いました。消費税抜き設計額が1,744万3,380円、予定価格の入札書比較価格が1,744万3,000円、落札が1,726万8,152円の結果となりました。入札の状況は指名業者8者、辞退者5者で鈴繁工業沖縄営業所が落札をしております。

3ページをお願いいたします。事業の概要は、事業名が避難所等備蓄品・衛生用品購入事業、納入場所 南風原町内、契約期間 締結の日から令和3年1月15日、入札日 令和2年9月25日、事業内容 1 避難所等備蓄品・衛生用品で①マスク760箱、②手袋380箱、③防護具セット62セット、④非接触型体温計65台、⑤避難所用間仕切り138個、⑥床マット1,104枚、⑦エアベッド88個、⑧エアマット392個、⑨大型テント1張、⑩中型テント1張、⑪備蓄保管庫1台。2 その他として搬入・設置費用を含みます。

続いて4ページをお願いいたします。4ページは、鈴繁工業沖縄営業所の契約実績一覧となっております。お目通しをお願いいたします。以上で議案第73号の概要説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 質疑いたします。入札結果報告書を見ますと8者指名をして、5者が辞退されています。いろいろ事情はあるかもしれませんが、辞退というのは、私もその辺詳しく分からないのでお聞きしますが、指名して、それから入札日があるわけですが、入札に来ないというのは辞退というふうに判断するだろうと思いますが、そうなのかどうかということと。それからうちは辞退させてくださいということで連絡があるのかどうか。これは例えば指名した時点で、すみませんがもう、即辞退しますとなる例もあるのかとか、そのあたり指名の日と入札の日があって、どの時点で辞退となったのかお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時50分）

再開（午前11時52分）

○議長 玉城 勇君 再開します。総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 失礼しました。事前に辞退された業者が4者、当日が1者となっております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 これ辞退はそれぞれの都合だと思いますけれども、執行部として、発注する側として、まず1つは、どうやってこの8者を選んだのかということと、内容、社名や、私が知っている会社ももちろんこの中にあるわけだけど、その事業内容と、今回求めている衛生用品ですか、何かあまりそぐわないというようなものもあったりする、私なりにそう思うので、どういうふうにこれらの会社を選定して指名をしたのかなというのが1つお聞かせいただきたいということと。あとはこれはもう推測になるかもしれないけれども、皆さん方も推測としてどうしてこのように辞退が出るんだろうと。素人的にはそう思いますよね、8分の5が辞退ということはふさわしい、応えてくれるであろう業者さんはもっとふさわしいものもあるんじゃないのかなと思いますし、このあたりがどうも私分からないのでお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 業者の選定につきましては、町のほうで入札資格ですか、参加、登録されている業者がありますので、その中で物品等を取り扱っている業者のほうから選定しております。今回辞退に関しましては、相手方の事情だということで、町としては把握しておりません。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 最初のほうの答弁は、事前に参加願いが出されている中から物品の供給というか、幾つかジャンルがあって、その中から、そのジャンルというのか、建築だとか管工事だとかそういうのがあるようですね。このグループはどういうふうなジャンルになっているんですか。物品というジャンルがあったりするわけね。それでお答えいただければいいです。お願いします。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 指名参加の登録の物品を取り扱っている業者のほうを選定しております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 確認させてください。今の入札結果報告書の中で、予定価格があります。入札結果、2番目、3番目というのは予定価格が超過していますよね。今まで見たら予超とかいろいろ備考欄に入っていたんだけど、この意味は失格なのか、有効なのか無効なのかという、その辺をちょっと教えてください。2番、3番、予定価格をオーバーしているの。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。こちらの場合は備考欄に記載しておりませんが、予超という取扱いになります。有効です。有効にはなって予超です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 教えてください。事業内容の中の備蓄品の数というか、量というかボリュームは、人数は、規模はどれぐらい想定しているのか。例えばマスクの場合だと760個ですけれども、1人で1つなのか。その辺の規模というんでしょうか、それを教えてください。想定規模。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。防災計画の中で大体人工の5%ということで積算しております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 避難というのは何のための避難ですか。こういった状況の中で避難するのか。5%というのはどうやって出した、少ないかなと思いますけれども。人口の5%というと2,000名分を。2,000名分が丸ごと避難所に来たときに760箱で足りるんですか。1箱で何個入りかな。50と算定しているんですかね。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 答えします。議員おっしゃるとおり5%で2,000名を想定しております。2,000名の14日分2万8,000枚ということで、1箱は50枚入りとなっております。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時59分）

再開（午後0時00分）

○議長 玉城 勇君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 スtockもするんですか、それ以外にも。2,000名が押しかけたときに、それで1回限りですよ、それね。2週間分。4週間になると、長期にわたるとどうなるか。そのときにまた考えるわけですね、じゃあ。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 答えいたします。こちらのほう2週間を想定して。被害があったときの備蓄品としての、備えとしての今回の購入となっています。あとそれ以外に超えた場合……、失礼しました。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 お伺いします。これらの備蓄品とか衛生用品などはどこで保管管理するのかということ。本町内で避難所に指定しているところがあると思いますけれども、それは全部で何か所なのか。それから⑤の避難用間仕切り138個、これはどのようなものなのかを教えてください。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 答えします。現在、備蓄品については旧社協のほうにあります。今回購入する備蓄衛生品につきましては、⑪のほうに備蓄保管庫のほうの購入も予定しております。この分に関しては備蓄保管庫の保管となります。失礼しました。保管庫

の場所につきましてはちむぐくる館と、その隣に公園がありますけれども、その間に空間がありますので、そちらのほうに設置を予定しております。間仕切りのほうはパーティション式になっていまして、1セット4区画となっています。2メートル10、2メートル10、真四角の空間が4つ、これが1セットです。パーティションはカーテンのような布の素材となっています。高さが180センチ、これが138セット購入を予定しています。あと今回の購入の部分でマスク、手袋に関しましては自治会にも配備予定しております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 マスクと手袋は自治会へも予定しているということですが、多分④もそうじゃないですか、体温計は違いますか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 失礼しました。体温計のほうも予定しております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん まず、こちらの財源の確認をしたいと思います。これは国からのコロナ対策のお金でやるのかどうか。あと備蓄に関してですけれども、今3点が各自治会に、これは均等に割り振りするのかということですね。あとはこの3点以外は備蓄保管庫に入れて、ちむぐくる館のところに置くというお考え、ちょっと確認したいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。予算につきましては、地方創生の交付金を活用しての事業となっております。あと自治会に関しては、先ほどのマスク、手袋と体温計もそうですけれども、先ほど避難用の間仕切りと、この間仕切りとセットになってマットがございます。一区画ですね、そちらに入れるマットがあるんですけれども、それをセットで一時避難所として今指定している自治会のほうが18か所ありますので、調整はこれからになるんですけれども、5セットずつは一時避難所となっているそちらに配備したいと考えております。残りの部分をちむぐくる館に配備を予定しております。それ以外の部分について備蓄保管庫のほうに設置するという予定を立てております。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第73号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第73号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第73号 避難所等備蓄品・衛生用品購入事業の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後 0 時08分)

再開 (午後 0 時09分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第22. 議案第74号 令和2年度南風原町小中学校児童生徒用端末等購入事業の売買契約について

○議長 玉城 勇君 日程第22. 議案第74号 令和2年度南風原町小中学校児童生徒用端末等購入事業の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第74号 令和2年度南風原町小中学校児童生徒用端末等購入事業の売買契約について 令和2年度南風原町小中学校児童生徒用端末等購入事業の売買契約について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 令和2年度南風原町小中学校児童生徒用端末等購入事業、2. 契約の方法 指名

競争入札による契約、3. 契約金額 2億6,950万円、4. 契約の相手方 住所 那覇市宇安謝638番地、商号 株式会社興洋電子、氏名 代表取締役 多良間洋二。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それでは議案第74号 令和2年度南風原町小中学校児童生徒用端末等購入事業の売買契約について概要を説明いたします。2ページをご覧ください。入札結果報告書、令和2年9月28日に入札を行いました。落札額が消費税抜きで2億4,500万円となっております。10者を指名し、7者が参加し興洋電子のほうが落札となっております。

事業目的としましては、小中学校の児童生徒用の端末及び収納用キャビネットを整備するための物品購入の買い入れとなります。納入場所については南風原町の各小中学校となります。契約が締結の日から令和3年3月19日までとなります。現場説明を令和2年9月16日に行いました。事業の内容として、児童生徒用の端末については各小中学校の児童生徒の人数分、これは令和2年5月1日時点での生徒分となります。児童生徒用の端末が4,633台、南風原小学校に872台、津嘉山小学校に917台、北丘小学校に916台、翔南小学校に535台、南風原中学校に799台、南星中学校に594台となります。続いて端末収納キャビネットについて全体で46台の購入となります。南風原小学校に12台、津嘉山小学校に14台、北丘小学校に14台、翔南小学校に6台となります。

次の4ページに契約の実績の一覧を添付してございますのでお目通しのほどよろしくお願ひします。以上、ご審議お願ひします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは幾つか教えていただきたいと思います。まず、4,633台購入するわけですが、単価は幾らなのか。何機種あるとかそういうのも教えてください。

次にキャビネットですが、これはこの台数でいくと、単純に割ると1台のキャビネットに100機ぐらい収めるような形になりますし、またこの台数で考えても教室ではないだろうと、どこに収納するのか。100機余りのタブレットを。廊下あたりに大きい棚で、こうやって100機はめていくのか。どういう収納でどういう活用をしていくのか。単純に翔南小学校で見ると1学年1台に見えますし、中学校にはキャビネットがないという感じに見えますけれども、運用の仕方も含めて教えてください。

3点目に、このタブレット端末ですが、キャリアはどうなるのか。大手キャリアもあります、最近では格安キャリアもありますので、その辺どうなのか。

次に4点目に、この端末ですね、さっきもちよつと言いましたように単価にも関わってきますがどういう端末なのか、どのメーカーの。またこれキャリアにも連動する場合もありますし、そうじゃないタブレットもiPhoneなどだとiPadなどだといろんなキャリアから

できるものもありますので、その辺ですね。

次、5点目に補償がどうなるのか。6点目に耐用年数はどうなるのか。それによって次の買い換え等のものも出てきます。これ電子黒板のときにも聞きましたけれども5年から10年、この使い方にもよると思います。

次に個々では出てこないんだと思いますが、一番大事な通信費ですね、これは一般質問でも持ち帰る持ち帰らない、ルーターどうするといろんな話が出ていましたけれども、学校にある分には学校の通信費の中でされるんだと思いますけれども、私の理解だと端末ごととかルーターごとの通信費がかかりますよね、Wi-Fiとかでも、どのWi-Fi、どの回線、回線ごとに。回線も増やしているんだと思いますが、この辺、GIGAスクールで環境整備でやったもの。端末でやったもの。キャリアと回線とプランみたいなものが全て連動してくるんだと思いますが、通信料がどうなっていくのか。その辺を教えてください。ちょっと細かくなりましたけれども、教えてください。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 答えいたします。今回、入札後の単価につきましては4万5,870円、こちらは税込みの価格になっております。

続きまして、キャビネットの運用方法等についてですが、今回の入札でキャビネットを導入しているのは、文科省の補助の対象外であった……、ネットワークの事業の説明を以前に申し上げたと思いますが、そちらのほうの事業に整備の範囲内で対象となっていたキャビネットがそちらに含まれている部分があって、今回の部分は対象外の部分になっています。なので、基本的にはクラス分のキャビネットというのは用意する予定になっておりまして、運用方法につきましては、やはりこれだけ多くの端末を充電するとなると電力等もかかりますので、やはり時間を決めて充電をして、これを自動的に、子供たちが使ってそのキャビネットに挿したら時間を分散して充電をしていくというところの運用を想定しております。

機種の種類ですが、今回選定しているのは文科省が推奨しているものの中にクロームPC、iPad、ウィンドウズPCと3種類ございます。その中で、今回南風原町のほうはクロームPCのほうを採用しております。

キャリアについてですが、恐らくキャリアというのは通信するキャリアのことですね。それにつきましては、学校で使うものに関しては学校のネットワークを介してやりまして、学校の固定のインターネットの回線を活用するということを想定しております。

補償についてですが、今回機器につきまして、標準の1年補償というものをつけております。耐用年数のご質疑がございましたが、耐用年数、端末機器ですので電子黒板のときに回答していますが、5年から使えるところまでということで、基本的に5年となると思いますが、保守につきましては今回標準のみにしてありまして、それが機器に対して5年間でメーカーが約5%補償するというふうにメーカーのほうからございました。それを端末の台数とか金額で換算して、今回の導入で補償等をつけてやる金額と比較しまして、それを考えると、やはり今後毎年修繕等で対応していったほうが価格が安価ということで、補償については今後また補償の都度、修繕等で対応したいと考えております。

通信費につきましては、各学校で利用する分に関しては、学校で支払っている通信費のほうでやっていくんですが、今役場を通してインターネットのほうが集約しております。これを今後また補正等で予算計上しまして、各学校の通信費という形で予算計上してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後 0 時 21 分）

再開（午後 0 時 22 分）

○議長 玉城 勇君 再開します。8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 少しイメージが、やっと湧いてきたなというところですけども、確認ですが、単価は分かりました。2 点目のキャビネットの運用ですけども、前回の G I G A スクールの整備で入っている部分もあるということですが、そうであれば各教室でも 30 台ぐらいの収容になるわけですけども、さっきちょっと充電がどうのこうのというときに、やっぱり私のイメージでは朝来て、キャビネットから取り出して、授業で活用して帰る前というイメージですけども、交互に充電するとかどうのこうのとかちょっとイメージが湧かないんですね。30 台、全て収容できるキャビネットという、各教室にあるというイメージでいいのか。それとも交互に使うとなれば 10 台ぐらいしかできないものが、ちょこっと設置されて、何か机の中で保管するとかそういうふうにイメージするんですけど、その辺の運用の仕方について再度補足をお願いしたいと思います。

3 点目のキャリアについては、学校固定のものと一緒になると。学校の W i - F i 環境のものと一緒になる。その場合だと、先ほどの通信費の問題もありますけれども、持ち帰るとできないですね、基本的にはね。もちろんオフラインではできますけれども。持ち帰ってオンラインのクラウドとなると通信費がかかるわけですから、その辺は家庭にその環境があれば同様にできますけれども、先日言った検討段階の中ではそれも含めて検討していくということになると思いますので、それでいいのかどうか教えていただきたい。

4 点目の端末ですけども、クローム P C という端末ですが、同一機種になるのか。例えば容量とかもいろいろありますよね。低学年は容量が低くて、中学生は容量が広いとか、そういう使い勝手の中で、例えば端末だと容量が少ないと安い端末とかというの。私なんか市場で携帯を選ぶときに何万円も違うものですから、そういうのですけども、全て同一なのか。使う容量というのは低学年になれば少ないのかなと率直にイメージするんですけども、その辺がどうなるのか。統一機種なのか。

あとは補償、耐用年数については分かりましたので、先ほどのキャビネットと端末と通信費の W i - F i とか持ち帰りの問題、その辺を補足していただけますか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 説明不足で申し訳ございませんでした。キャビネットに

ついて交換ずつと申し上げたのは、基本的には子供たち、議員がイメージされているとおり朝登校して取って、利用してというような活用方法で、イメージどおりでございます。帰るときとかに、使い終わってその日使わないというときに収めて、各クラスに1つずつあって、先ほどの分散という話は電力の負荷を抑えるために夜とか充電するときに分散してやるという意味合いでございます。

続きまして、持ち帰りの通信費につきましては、これまで答弁していますとおり、今のところ予算計上等はしてございません。

クロームPCにつきましては、全小中同一になります。容量についても同じでございます。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第74号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第74号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第74号 令和2年度南風原町小中学校児童生徒用端末等購入事業の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23. 陳情第10号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条例に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情

○議長 玉城 勇君 日程第23. 陳情第10号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条例に署

名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。
総務民生常任委員長から委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第24. 決議第4号 議員派遣の件について

○議長 玉城 勇君 日程第24. 決議第4号 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてを議題とします。
お諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和2年第3回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午後0時30分）